

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月28日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第28号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4分の1」を「2分の1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。